

(様式4)

守秘義務対象資料の開示に関する誓約書
(夢洲第2期区域のまちづくりに向けたサウンディング型市場調査)

令和 年 月 日

大阪都市計画局長、大阪港湾局長 様

所在地 _____

名称
及び代表者氏名 _____ 印

当社は、今般、大阪都市計画局及び大阪港湾局（以下「府市」といいます。）から令和4年12月22日付で案内がありました「夢洲第2期区域のまちづくりに向けたサウンディング型市場調査実施要領」（以下「実施要領」といいます。）に係る提案書を作成することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望します。守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外のために当該資料を利用しません。
- 当社は、別表に記載する法人グループ構成企業に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
また、本誓約書に記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を府市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がその義務を違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、府市から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

